

白井市こどもの居場所づくり支援事業補助金交付要綱

所管課

子育て支援課

1 補助金の名称

白井市こどもの居場所づくり支援事業補助金

2 補助金交付の目的

困難を抱える家庭のこどもたちが、地域とのつながりを持ち、安心して過ごせるよう、こどもの居場所づくりに取り組む団体の活動を支援し、地域全体で子育てを支える環境を整える。

3 用語の定義

- ①「こども」とは、こども基本法第2条第1項に規定する、心身の発達過程にある者をいう。
- ②「こどもの居場所づくり事業」とは、こども食堂及び学習支援をいう。
- ③「こども食堂」とは、こどもたちを対象に、無償又は低廉の実費徴収により食事の提供を行う事業（食材の配布を行うフードパントリー事業を含む。）をいう。
- ④「学習支援」とは、こどもたちを対象に、無償又は低廉の実費徴収により、国語・英語・数学（算数）・理科・社会等の科目（外国にルーツを持つ児童を対象とする場合は、日本語教室も対象）の学習の支援を行う事業をいう。

4 補助対象

別紙要件のとおり

5 補助対象経費

別紙に定める経費

〔補助対象外経費〕

賃金、慶弔費、交際費、親睦費、補助事業と関係しない経費、その他市長が著しく不適切と認めた経費

6 補助額（率）

別紙に定める額

7 予算の範囲

当初予算の範囲内

8 施行日

令和6年4月1日

9 補助金の終期

令和10年3月31日

10 改正履歴

令和8年4月1日

別紙

要件	
(1) 対象団体 次の①～③のいずれにも該当する団体 ①定款、規約、会則等により、自主的かつ自立的な運営を行っている団体であること。 ②5人以上で構成され、その2分の1以上が市内に在住、在勤又は在学している者で構成される団体であること。 ③白井市暴力団排除条例（平成24年白井市条例第18号）第2条に規定する暴力団、又は暴力団員等が構成員に含まれる団体でないこと。 (2) 対象事業 白井市内において実施することの居場所づくり事業であって、次の①～⑤のいずれにも該当するもの ①国及び他の地方公共団体が交付する他の補助金を受けていない事業であること。 ②政治的活動、宗教的活動又は営利活動を目的とした事業ではないこと。 ③原則年間10日以上、1年を通じて継続的に該事業を開催していること。 ④1回（日）当たり2人以上の者で運営しており、かつ、1回（日）当たりの参加者（支援対象者）の人数及び開催時間が次に掲げる基準に該当すること。 ア こども食堂 1回（日）当たり10人以上・開催時間1時間以上 イ 学習支援 1回（日）当たり5人以上・開催時間2時間以上 ※上記基準を満たさない開催回（日）は、補助対象回数（日数）には算定しないものとする。 ※同一団体において複数の事業を実施する場合で上記基準を満たすときは、複数事業の申請を可とする。 ただし、同一日に同一の場所で複数の事業を行う場合は、主となるいずれかの事業のみを、補助対象回数（日数）に算定するものとする。 ⑤支援が必要な子ども及びその保護者について、必要に応じ支援機関に連絡する等の対応を行うこと。	
補助対象経費	内容
報償費	外部協力者の謝金等
旅費	ボランティアスタッフ（雇用関係がない）及び外部協力者の交通費等
需用費	消耗品費、学習支援の教材費、こども食堂・フードパントリーで使用する食品代（調理用の酒類以外の酒類を除く）、会議等の茶菓代、広報用チラシ等の印刷製本費、広報費、食品を運搬する際の燃料費等
役務費	通信運搬費、保険料等
使用料及び賃借料	会場等使用料、駐車場使用料等
負担金補助及び交付金	研修受講料等
補助額	
【補助算定額】 1. 補助算定額①（補助上限額） ○こども食堂（フードパントリー事業を含む）に対する補助上限額 ・開催回数（日数）1回（1日）あたり10,000円とし、最大上限は50万円（50回）とする。 ○学習支援に対する補助上限額 ・開催回数（日数）1回（1日）あたり3,000円とし、最大上限は30万円（100回）とする。 2. 補助算定額② 補助対象経費の合計から、次に掲げる収入の額を控除した額 ・事業収入（寄付金、賛助会費、別事業収入、繰越金は除く） ・国及び他の地方公共団体以外の者から受けた補助金、助成金等 【補助額】 補助算定額①と②を比較して少ない額とする。（千円未満切り捨て）	